

議案第 118 号

伊賀市消防団の設置等に関する条例及び伊賀市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

伊賀市消防団の設置等に関する条例及び伊賀市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市消防団の設置等に関する条例及び伊賀市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(伊賀市消防団の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市消防団の設置等に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 229 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表伊賀市消防団の項中「平野山之下 380 番地の 5」を「緑ヶ丘東町 920 番地」に改める。

(伊賀市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 233 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条の表中消防署の項中「平野山之下 380 番地 5」を「緑ヶ丘東町 920 番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。